

青梅市障害者計画

第5期（令和2年度～令和5年度）

概要版



令和2年3月

青梅市

1 計画の位置付け・性格

障害者計画は、「障害者基本法」にもとづく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中期の計画であり、平成19年4月から策定が義務付けられています。

2 計画の期間

第5期青梅市障害者計画の計画期間は、3か年計画の障害福祉計画および障害児福祉計画と終期を合わせるため、令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする4か年の計画とします。



(参考) 青梅市の障害者の動向

5年前の平成25年度と比べて、身体障害者は69人、1.6%の減、知的障害者は211人、23.1%の増、精神障害者は374人、38.2%の増、全体では516人、8.2%の増となっています。身体障害者は横ばい傾向、知的障害者、精神障害者は毎年増加傾向で推移しています。

人口減少、高齢化が進む中で、身体障害の方の割合は、今後も増加することが想定されます。また、軽度の知的障害および精神障害（発達障害を含む。）の方の数も、増加することが推測されます。このことから、障害があっても安心して暮らせるよう、共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。



基 本 理 念



味わいのある人生を歩もう ～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～



第4期障害者計画の基本的な考え方を継承し、「障害者権利条約」の目的にある、障害者の人権や基本的自由の完全かつ平等な享有の促進、障害者固有の尊厳の尊重の促進等が土台となり、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～」とします。

基 本 的 な 考 え 方

- 1 自分らしく生き生きと暮らす
- 2 安全で、安心して快適に暮らす
- 3 地域でともに支え合い、生き生きと活動する



1 自分らしく生き生きと暮らす

障害のある方を含めて全ての人が、障害の有無にかかわらず、自分の意思にもとづき、自立した生活ができるようなサービスや支援の提供を行い、お互いに支え合って幸せを分かち合えるような、安らぎや味わいに満ちた豊かな生活を送ることができるような社会を目指します。

また、障害のある方の身体的、精神的、社会的な自立能力を引き出すとともに、ライフステージの全ての段階において、障害のある方の自立と社会参加を促進し、個々の能力が最大限に発揮され、自分らしく生き生きと暮らせる社会を目指します。

2 安全で、安心して快適に暮らす

様々な関係機関や団体等が連携・協力し、全ての人が、地域の担い手として支え合いながら、安全で、安心して快適に暮らせる環境を目指し、自らの様々な側面をありのままに受け入れることを通して見つけた自分らしい生き方が、自己の形成や成長のプロセスをより豊かなものへと導いていくような社会を目指します。

3 地域でともに支え合い、生き生きと活動する

障害のある方が、社会を構成する一員として、就労やスポーツ、文化活動など、あらゆる分野において、その活動が確保され、生きがいをもって自己実現に向けて取り組める社会、誰もが人として生きている充実感を味わえるような豊かな社会を目指します。

重 点 的 な 取 組

1 情報提供・相談支援の充実

- ア 障がい者サポートセンターの充実
- イ 障害者虐待防止機能の充実
- ウ 基幹相談支援センターの検討
- エ 自立生活援助、就労定着支援の推進
- オ 計画相談の体制整備と質的向上

2 障害福祉サービスの充実

- ア 将来必要なサービスの充実
- イ 福祉人材の確保・育成
- ウ 必要なサービスの基盤整備

3 障害者差別の解消とアクセシビリティの向上

青梅市の障害者差別解消条例を制定します。

合理的配慮にもとづき、障害のある方の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさといったあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図ります。

4 安全で、安心して暮らせるまちづくりの推進

グループホームの設置、開設に向けた取組を進めています。

災害時に障害のある方の安全・安心が確保できるように、支援体制の充実に努めます。また、防犯活動の支援や広報活動により、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発、情報提供を推進し、障害のある方の犯罪被害防止を図ります。

5 切れ目のない支援体制の整備

障害のある方やその家族に対し、どの世代においても障害に応じて必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目ない支援体制の構築を推進します。

家族や保護者への支援について、レスパイトなどの環境を整えていきます。

65歳を迎える障害のある方が、障害福祉サービスから介護保険サービスへ適切に移行できるよう、地域包括支援センターとの連携強化を図ります。

6 障害児支援の強化

障害のある子どもにとって、身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスの実施および質の向上に努めます。障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援等の支援の在り方を検討します。

医療的ケア児支援の協議の場の設置について検討します。

7 障害者の社会参加の推進

ア 障害者就労の支援

「青梅市障害者就労支援センター」における登録者数の増加および相談・就職・定着支援等の機能の充実を図ります。就労支援事業所の計画的整備、民間企業等における職場開拓、障害者優先調達支援法にかかる調達方針にもとづき積極的な調達の推進など、障害のある方の就労を実現し、継続していくための支援を充実していきます。

イ 交流機会の拡大

障害のある方が地域で生き生きと暮らすため、地域交流につながるイベント等を開催するとともに、地域活動への参加を促進します。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、全ての市民が障害についての理解を深めるため、福祉教育を推進していきます。



基 本 施 策 別 の 取 組

1－1 共生社会の形成

(1) ノーマライゼーションの推進

- 普及啓発
- 情報パリアフリーの促進
- 意思疎通支援の充実

主な施策

- ・広報等による理解・啓発
- ・ヘルプカードの普及啓発
- ・声の広報作成
- ・青梅市の差別解消条例の制定

(2) ボランティア活動の促進

- 学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
- ボランティア・市民活動センターの拡充
- NPO法人、ボランティア団体の活動支援

主な施策

- ・障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実
- ・ボランティア・コーディネーターの体制充実

(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興

- 文化活動等の支援
- 障害者スポーツの振興



主な施策

- ・障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実
- ・スポーツ・レクリエーションフェスティバル

(4) 交流機会の拡大

- イベント事業等の充実
- 地域における交流機会の創出

主な施策

- ・各種イベントの推進、ふれあい事業等の充実
- ・障害者作品展示会



1－2 生活支援の推進

(1) 情報提供・相談支援の充実

- 障がい者サポートセンターの充実
- 地域移行の推進
- 権利擁護の推進

主な施策

- ・地域包括ケアシステムの検討
- ・成年後見制度の利用促進

(2) 障害福祉サービスの充実

- 自立支援給付の充実
- 地域生活支援事業の充実
- 一般サービスの充実

主な施策

- ・訪問系、日中活動系サービスの充実
- ・居住系サービスの充実
- ・移動の支援充実
- ・サービスの質の向上

(3) 保健・医療の充実



主な施策

- ・健康診断、診療・検査の勧奨
- ・福祉バスの運行

- 生活習慣病等の疾病等の予防
- 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

(4) 障害児支援の体制の確保

- 障害児保育
- 相談支援体制の充実
- 特別支援教育の充実
- 特別支援学校等との連携の推進

主な施策

- ・保育所等訪問支援の推進
- ・就学相談の充実
- ・特別支援教育パートナーシップの実施

(5) 切れ目のない支援体制の整備

- 自立支援協議会の機能の充実
- 療育ネットワークの構築
- 家族、保護者への支援の強化

主な施策

- ・基幹相談支援センターの検討
- ・レスパイト支援

1－3 自立支援の推進

(1) 就労の促進

- 障害者就労支援センターの充実
- 公共職業安定所（ハローワーク）等との連携
- 企業や福祉施設とのネットワークの構築

主な施策

- ・職業相談、職場定着支援、ジョブコーチ派遣

(2) 経済的自立の支援

- 年金・手当等の支援
- 権利の擁護

主な施策

- ・各種手当の支給、障害基礎年金等の情報提供
- ・成年後見制度の利用促進
- ・地域福祉権利擁護事業の普及・活用

(3) 住居の確保

- 住居支援
- グループホームの充実
- 居住環境の整備

主な施策

- ・障害者向け公営住宅の利用促進
- ・グループホームの民間参入への適切な情報提供支援
- ・住宅改修支援事業

1－4 快適なまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進



- 東京都福祉のまちづくり条例の促進
- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 住宅のバリアフリー化の促進
- 公共交通機関のバリアフリー化の促進
- 心のバリアフリー

主な施策

- ・ユニバーサルデザインの考え方にもとづいた公共施設バリアフリー化
- ・障害に関する正しい知識の普及啓発

(2) 防災・防犯対策の充実

- 防災対策の推進
- 防犯対策

主な施策

- ・家具転倒防止器具等支給取付事業
- ・障害に応じた災害時の支援体制の充実
- ・悪徳商法の手口の紹介や防止方法の情報提供